

## 重症心身障害児（者）対策事業について

### 第1 監査の結果

局は、限られた施設を有効に活用するため、施設に空きが生じた場合速やかに入所できるよう、その方法について検討する必要がある。

局は、在宅支援事業のニーズに応えるため、各事業の実施状況等を検証し必要に応じた事業の展開を図っていくことが望まれる。また、緊急入所事業及び短期体験入所事業については、平成15年度より実施主体が区市町村に移ることから、区市町村等との連絡を密にし、事業が円滑に移行されるよう努める必要がある。

### 第2 事業の概要

健康局は、都内において、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している重症心身障害児（者）（以下「重症児」という。）に対する施策として、表1のとおり、施設入所事業と在宅で療育している重症児に対する在宅支援事業（通所、訪問看護・訪問健診、緊急入所等）を実施し、重症児の保護、治療及び日常生活の指導に努めることとしている。

施設入所事業及び通所事業については、都立の施設以外に国立施設及び民間施設に委託して事業を実施しており、両事業における平成13年度末現在の利用者は、入所施設1,205人、通所施設299人となっている。

この入所施設及び通所施設は、両施設とも不足状態が続いているため、東京都保健医療計画では、入所が必要とされる待機者の解消を図るため入所施設の整備を、また、通所施設は、対象者の増加に伴いその拡充を図ることとしている。

局は、施設の整備・拡充を検討する中、平成16年度に「西多摩療育センター（仮称）」を整備し通所施設25人により事業開始することを計画し、また、平成17年度に「東部療育センター（仮称）」を開設し入所施設120床及び通所施設30人の整備を図ることとしている。

入所施設及び通所施設の利用を希望する場合は、都内の各児童相談所に申請をし、局が設置する東京都重症心身障害児（者）施設入所者等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の審査により入所又は通所の決定を受けたものが利用できることとなる。

なお、入所施設については、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく措置入所となるものである。

平成13年度は、重症心身障害児（者）対策事業の事業費として59億4,856万余円（一般財源37億3,742万余円、特定財源22億1,114万余円）を支出している。

(表1) 平成13年度 事業内容等

事業名	事業内容等	実施施設・規模等	
施設入所事業 (4,942百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づき、重症児を入所させ必要な療育等を行う。</li> <li>・申請窓口は児童相談所</li> <li>・事業開始年度 昭和38年度</li> </ul>	都立3所(364床) 国立9所(委託134床) 民間等15所(委託745床)	
在宅 支 援 事 業	通所事業 (517百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主に養護学校卒業の重症児を対象として、施設に通所させ生活指導及び運動機能の訓練を行う。</li> <li>・申請窓口は児童相談所</li> <li>・事業開始年度 昭和63年度</li> </ul>	都立5所(110人) 民間等7所(委託140人)
	訪問事業 (207百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師又は看護師が在宅訪問し、健康診査や日常生活上の看護等を行い、家庭療育を確保する。</li> <li>・期間は健康診査年1回(原則)、訪問看護週1回</li> <li>・申請窓口は保健所</li> <li>・事業開始年度 昭和53年度(訪問健康診査) 昭和56年度(訪問看護)</li> </ul>	民間2所(委託)
	緊急入所事業 (246百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が一時的に介護が困難になった場合に、緊急に入所させ必要な介護を行う。</li> <li>・入所期間は1か月以内(原則)</li> <li>・申請窓口は児童相談所</li> <li>・事業開始年度 昭和51年度</li> </ul>	都立3所(44床) 国立1所(委託2床) 民間等9所(委託30床)
	短期体験入所事業 (9百万円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・在宅の重症児及びその保護者を短期的に入所させ施設内療育を体験させるとともに、看護技術の習得と在宅療育の向上を図る。</li> <li>・入所期間は4週間以内(原則)</li> <li>・申請窓口は医療サービス部</li> <li>・事業開始年度 昭和58年度</li> </ul>	都立1所(2床) 民間2所(委託2床)

### 第3 監査の観点、範囲、期間及び対象

今回の監査においては、入所施設は、重症児のニーズに見合ったものとなっているか、在宅の重症児に対する通所事業等の拡充は図られているかの2つの観点から、平成13年度の事業を中心として評価を行った。

また、実地監査は平成14年9月9日から同月20日までの期間において、健康局を対象として実施した。

#### 第4 事業評価の結果(観点別)

##### 1 入所施設は重症児のニーズに見合ったものとなっているか

児童福祉法第43条の4によると、重症心身障害児施設は、重症児を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設としている。

この入所施設については、表2のとおり、平成13年度末現在、1,207床の定員(緊急入所用等のベットを除いた実質定員)に対し、1,205人が入所している。一方、入所待機者(以下「待機者」という。)は、平成13年度末現在、表3のとおり1,054人となっている。

平成13年8月1日現在の待機者について、入所緊急度の状況等を、局が各児童相談所に調査依頼したところ、表4のとおり「早急に重症心身障害児施設に入所する必要のある者」が102人いることが確認された。

このことを踏まえ、局は、平成17年度までに「東部療育センター(仮称)」を開設して入所施設120床を整備し、当面入所を必要とする待機者の解消を図ることとしている。

ところで、施設入所の手続については、図1のとおり、各児童相談所が申請書を受け付けし、児童相談所の処遇会議において入所の適否について検討がなされ、適当と認められた重症児の申請書が局に進達されるとともに、待機者として登録され、そのことが申請者に通知される。

施設に空きが生じた場合、施設からの報告に基づき、局は各児童相談所に推薦依頼をし、推薦を受けた重症児について選考委員会で審査を行い、決定した重症児を推薦した児童相談所に通知し、当該児童相談所から申請者に通知されることとなる。

平成13年度において、都の施設及び都内の民間施設に入所した者の、募集から入所決定通知が児童相談所に送付されるまでの所要日数について見ると、表5の事例のとおり、短いものは26日間で行われているのに対し、最も長いものでは92日を要している場合がある。

局は、限られた施設を有効に活用するため、施設に空きが生じた場合速やかに入所できるよう、その方法について検討する必要がある。

(表2) 施設定員及び利用者(平成13年度末現在)

(単位:床、人)

区 分		施 設 入 所			通 所		緊急入所 定員
		定 員	利用者	定員と利用者の差(注1)	定 員	利用者	
都 立	北療育医療センター	38	37	差1床は緊急入所に活用			2
	城南分園				15	18	
	城北分園				15	19	
	東大和療育センター	90	90		30	34	28
	よつぎ療育園				20	37	
	府中療育センター	236	223	差12床は緊急入所に活用 1床は募集中	30	32	14
小 計		364	350		110	140	44
国 立 療 養 所 等	下志津病院	21	19	差2床定員未変更			
	西甲府病院	17	17				
	神奈川病院	12	11	差1床定員未変更			
	千葉東病院	15	13	差2床定員未変更			
	精神・神経センター-武蔵病院	61	59	差2床定員未変更			2
	東埼玉病院	6	6				
	山形病院	1	1				
	静岡神経医療センター	1	1				
西多賀病院	0	1	定員枠がないもの				
小 計		134	128				2
都 内 民 間 等 施 設	心身障害児総合医療療育センター	111	111				12
	東京小児療育病院	119	116	差3床は緊急入所に活用	30	48	9
	島田療育センター	200	200		40	48	2
	秋津療育園	144	142	差2床重症児入院用に活用	10	9	1
	緑成会整育園	49	45	差2床は緊急入所用、2床は一般入院用に活用			2
	あけぼの学園				20	26	
	高円寺療育センター-杉の実				15	12	
	くにたち心身障害者通所訓練施設あすなる				10	9	
	東村山市あゆみの家				15	7	
	一二三学園	15	13	差2床定員未変更			
	南多摩整形外科病院						1
	東京慈恵会医科大学 附属青戸病院						1
	都立大塚病院						1
都立母子保健院						1	
小 計		638	627		140	159	30
都 外 民 間 等 施 設	あしかがの森 足利病院	4	4				
	毛呂病院 光の家	23	22	差1床定員未変更			
	希望の家療育病院	37	36	差1床募集入所済			
	星風会病院星風院	10	10				
	太陽の園	10	7	差3床定員未変更			
	はんな・さわらび療育園	3	3				
	北海道療育園	1	1				
	青い鳥医療福祉センター	1	1				
取手中央病院	18	16	差2床定員未変更				
小 計		107	100				
合 計		1,243	1,205		250	299	76

(注) 施設入所の定員と利用者との差38床の内訳: 緊急入所用等に活用しているもの22床、  
空床により募集中のもの2床、その他14床

(表3) 各年度末現在の入所施設の利用等の状況 (単位:人)

年 度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
入所者数	1,198	1,207	1,205
待機者数	971	964	1,054

(表4) 重症児の入所待機者の状況調(平成13年8月1日現在) (単位:人)

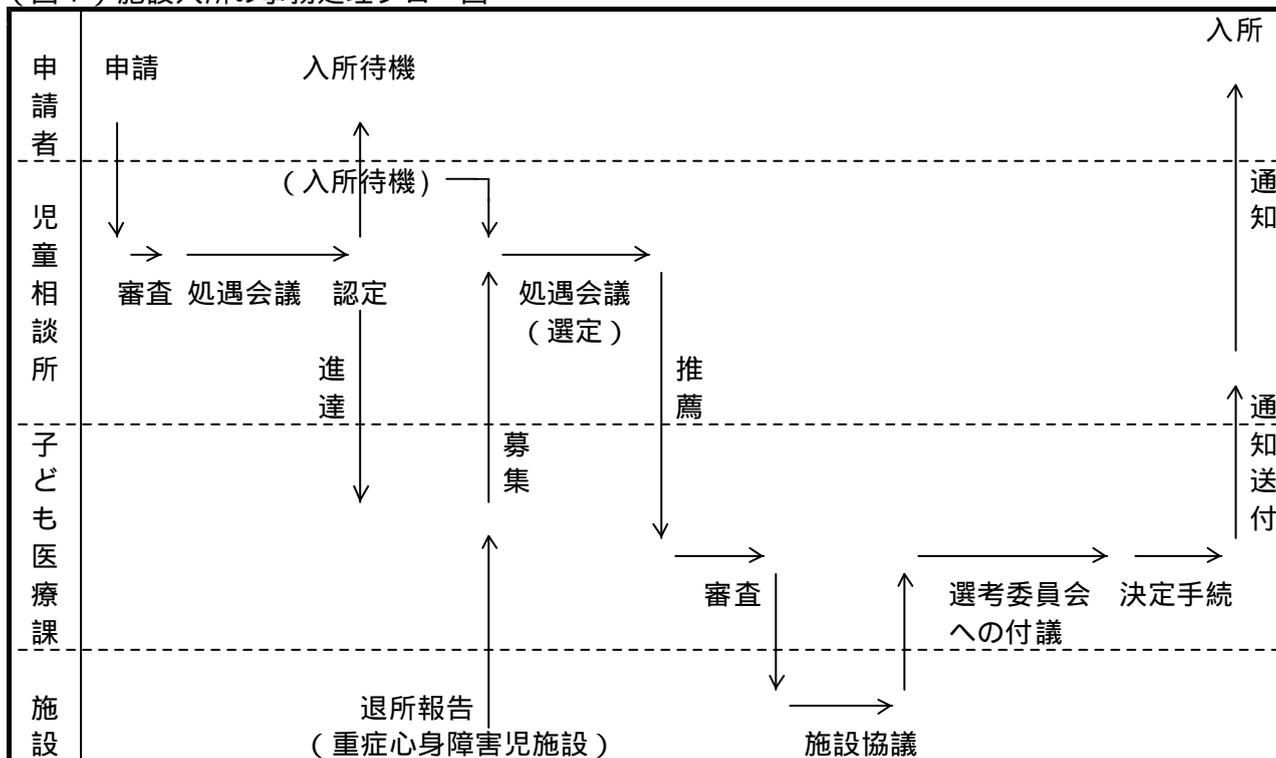
緊 急 度	A	B	C	合 計
待機者総数	102	310	608	1,020
待 機 の 状 況	一般入院	21	待機の状況については 未調査	—
	緊急入所	31		
	他福祉施設	11		
	乳児院	5		
	通 所	9		
	訪問看護	7		
	そ の 他	18		

(注) Aは、早急に入所する必要のある者。

Bは、早急にはないが、近い将来施設に入所する必要のある者(3~4年のうちには、家族の高齢化等により家族状況が変化し、入所する必要が生じると判断される者)。

Cは、在宅支援策の活用により、緊急度は低い者(現在の家庭状況等により、在宅支援策等の社会資源を活用すれば、当面在宅での生活を続けられる者)。

(図1) 施設入所の事務処理フロー図



(表5) 募集から施設入所決定までの手続事例(平成13年度)

(単位:日)

区分	募集 送付日	推薦 期限日	施設協議 期 間	選 考 委員会	児童相談所 への通知日	から まで の所要日数
1	4/ 5	4/17	4/17 ~ 5/ 7	5/15	5/23	48
2	5/10	5/24	5/29 ~ 7/ 2	7/10	7/27	78
3	6/ 4	6/15	6/18 ~ 7/ 2	7/10	7/27	53
4	6/11	6/22	6/26 ~ 7/ 3	7/10	7/27	46
5	8/24	8/31	8/31 ~ 9/ 7	9/11	9/19	26
6	9/ 3	9/18	9/21 ~ 11/ 2	11/20	12/ 4	92
7	9/ 5	9/19	9/21 ~ 11/ 2	11/20	12/ 4	90
8	9/28	10/11	10/15 ~ 11/ 2	11/20	12/ 4	67
9	11/28	12/12	12/14 ~ 12/28	1/17	1/24	57
10	1/28	2/ 8	2/ 8 ~ 2/26	3/ 7	3/20	51

(注)表中の から は、図1に記載されている から を指すものである。

## 2 在宅の重症児に対する通所事業等の拡充は図られているか。

局は、在宅で療育する重症児に対する支援事業として、前記表1のとおり、通所事業、訪問事業、緊急入所事業及び短期体験入所事業を実施しているが、これら事業の実施状況等は次のとおりとなっている。

ア 通所事業は、在宅の重症児で、障害の程度が重度のため心身障害児通所施設に入所できない未就学児、養護学校卒業者又は18歳以上の者で障害の程度が重度のため、心身障害者生活実習所等通所施設に入所できない者を対象として、個々の健康状態により週当たりの通所日数(原則は週5日とされている。)を決め、保護者の下から通わせて必要な療育を行うものである。

事業の実施状況は、前記表2のとおり、通所定員250人(平成13年度末現在)に対して、週の通所日数を重症児の健康状態により決めていることから、空き日ができ、それを活用することにより、通所を希望する者299人を受入れている。

通所事業については、都内の肢体不自由養護学校に所属する重症児が学校を卒業後に希望するケースが多いことから、新規の募集については、毎年9月に児童相談所で申請の受付をし、選考委員会に付議されたものについて、審査をし、翌年の1月中旬ごろ通所決定をし、申請者に通知することとしている。

新たに通所施設を希望する者について、肢体不自由養護学校を対象として実施した「重症心身障害児(者)の進路調査(平成13年度局調査)」などによると、今後、通所施設を必要とする卒業生が毎年30人程度いるものと予測されている。

局は、これらに対処するため、「西多摩療育センター(仮称)」を平成16年度に整備し定

員 25 人を、また、「東部療育センター（仮称）」を平成 17 年度に開設し、定員 30 人を確保する予定で整備を進めている。

イ 訪問事業は、在宅の重症児の健康保持と安定した家庭療育が確保されるよう、在宅の重症児に対し週 1 回の訪問看護と年 1 回の訪問健診を行うものである。

この訪問看護及び訪問健診は、

訪問看護は、重症児の看護に習熟した看護師等が重症児の家庭を訪問し、重症児の状況に応じ、療育上の看護及び家庭への援助を行うこと

訪問健診は、専門医師と保健師が重症児の家庭を訪問し健康状態、障害の程度を診察するとともに、必要な指導を行うことにより、重症児をとりまく環境も含め、療育状況を把握して、今後の援助の方向性を検討し療育方針を立てること

を目的として実施されている。

当該事業は、現在、訪問事業を行うのに必要なスタッフを有している、都内の民間施設 2 箇所に委託して行っており、事業の実施状況は表 6 のとおりとなっている。

（表 6） 訪問事業の利用状況 （単位：人）

区 分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
訪問看護利用者総数	479	508	485
訪問健診利用者総数	133	108	109

ウ 緊急入所事業は、保護者が一時的に介護が困難になった場合等に、1 か月以内の期間で、重症児を緊急に入所させ介護を行うものであるが、現在、都立 3 施設及び民間等 10 施設で 76 床を確保して事業を実施している。

当該事業を希望する者は、受付窓口となっている児童相談所に申請書を提出することにより利用が可能となり、その利用状況は表 7 とおりとなっている。

なお、当該事業は、児童福祉法の一部改正（平成 12 年 6 月）により、平成 15 年度から新たな利用の仕組みに移行され、実施主体が区市町村となる。

（表 7） 緊急入所施設の利用状況 （単位：人、日）

区 分	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度
利用人員	1,434	1,551	1,785
延利用人員	26,377	28,535	32,708
平均在院日数	18.4	18.4	18.3

エ 短期体験入所事業は、在宅の重症児及びその家族を短期的（4 週間以内）に入所させ施設内

療育を体験させるとともに、在宅療育及び日常生活に関する正しい知識及び看護技術を習得させるものである。

当該事業については、都立1施設と民間2施設で4床分を確保して事業を実施しており、その利用状況は表8のとおりとなっているが、緊急入所事業と同様に、平成15年度から実施主体が区市町村となる。

(表8) 短期体験入所事業の利用状況 (単位:人、日)

区 分	平成11年度	平成12年度	平成13年度
利用人員	44	32	30
利用延日数	671	447	453

以上のとおり、在宅で療養している重症児に対し各種支援事業を実施しているが、

通所事業については、通所希望者が増加する中において、監査日(平成14.9.20)現在、計画どおり施設の整備が進められていること

訪問事業については、利用者が横ばいの状況となっていること

緊急入所事業については、利用者が増加していること

短期体験入所事業については、利用者が減少する傾向となつていること  
などが見受けられる。

局は、在宅支援事業のニーズに応えるため、各事業の実施状況等を検証し必要に応じた事業の展開を図っていくことが望まれる。

また、緊急入所事業及び短期体験入所事業については、平成15年度より実施主体が区市町村に移ることから、区市町村等との連絡を密にし、事業が円滑に移行されるよう努める必要がある。